

栃木市市民会議 第9回自治基本条例部会 会議要旨

日 時：平成28年7月1日（日） 午後7時00分～午後9時00分

会 場：栃木市役所 301会議室

出席者数：委員12名、事務局3名

1 開会

2 あいさつ

部会長： 逐条的に検討を進めてまいりましたが、本日は資料1から7に基づいて、各条文を精査するとともに、中間とりまとめをご検討いただきたいと思います。

3 議事

事務局： 議事に移る前に、前回委員からご質問がありました項目について、回答したいと思います。

藤岡地域において、4園が統合し新たに藤岡は一とらんど保育園が設置されましたが、藤岡地域の待機児童はどうなっているのか、とのご質問をいただきました。現在、藤岡地域には待機児童はいないとの回答を担当課よりいただきました。

教職員についてですが、学校教育課「現在、本市の小中学校には学級数に基づく教職員基礎定数801人に加え、学習指導や児童生徒指導、特別支援教育等の各種教育課題解消のために、74名の加配教員と31名の非常勤講師が県教育委員会より配置されております。また、本市の独自の対応としまして、複式学級解消のための任期付市費負担職員の8名及び学校支援員66名を任用し、市内小中学校に配置しております。しかしながら、いじめや不登校等などの問題行為への対応、特別教育支援の充実、子供の貧困等、各学校が抱える複雑、多様化する教育課題を解消し、全ての児童生徒に確かな学力を育成していくためにはさらなる人材確保が必要であります。今後も35人学級等、学級編成にかかる法改正を含め、きめ細やかな支援・指導のための教職員増員について引き続き国・県に要望して参ります」と回答をいただきました。

道徳教育については、「本市では豊かな心を育み、人としての生き方・あり方を学ぶ道徳教育の充実を、学校教育の重点の1つとして掲げ、道徳の時間を中心として学校教育全体で道徳教育を推進しています。特に道徳教育の要となる道徳の時間については、平成30年度から特別な教科として位置付けられることから、平成28年度・29年度の2か年で西方中、西方小、真名

子小を研究校として指定し、県教育委員会の指導・支援の下、指導内容や評価について研究しているところです。平成29年度には授業公開を予定しており、その成果を全小中学校に広げるなど、平成30年度実施に向けた取り組みを計画的に進めていきます。」と回答をいただきました。

国民健康保険の被保険者証と高齢者受給者証を1枚にまとめられないかとのご質問について、担当課に確認してまいりました。平成30年度に国民健康保険の運営主体が市から県に移管されることになり、このタイミングで被保険者証と高齢者受給者証の一体化を検討したい。またマイナンバーカードの利用については、国で構想はあるのですが、具体的な検討は進んでいないとの回答でした。

部会長： 議題の(1)条例の検証作業についてまず、第19条(行政委員会等)、第20条(市職員)、第34条(行政組織)に関して資料に基づき事務局より説明をお願いします。

事務局： 第19条は行政委員会等の規定で、法令の定めるところにより公平公正に職務を遂行すること、また市長部局や他の行政組織と連携をして市政運営をすることが定められています。代表的な行政委員会として教育委員会があります。「歌麿まつり」は市との協力の下、実施しているイベントです。雪月花の高精細複製画の展示など、市と教育委員会が協力してイベントを進めています。

また、農業委員会では、「農業関係者と農業委員会との意見交換会」を実施しています。市の農林課や、総合支所の産業振興課の職員などと、地域の農業の担い手の方とを結んで、農業関係者の代表である農業委員が間に立って意見交換を実施し、農政の推進を図っています。農業委員会が出している「農業委員会だより」に、意見交換会の結果が載せてあります。

続いて第20条は市職員の責務について定めています。第1項、第2項は、市職員としての心構えを規定しており、第3項は市職員の知識の向上、第4項は市職員のまちづくりへの参画を規定しています。

第2項の職員間の連携という点については、資料の3ページに、民間の旅行会社と栃木市が連携して行なったサイクリングイベントを例示しています。地域の観光資源を結びつける事業で、総合政策課が窓口となり、商工観光課、農林課、スポーツ振興課、遊水地課、健康増進課、秘書広報課といった様々な課の連携が行われています。

第3項については、「栃木市職員研修体系」という資料を載せてあります。その中の、自主研修という項目がありますが、通信教育講座受講者への支援をすることで、自ら知識の向上を図ろうとする職員を支援しています。

第4項は市職員が地域のまちづくりに参加する事例として、周辺自治会が行う巴波川一斉清掃への市職員の参加があげられます。巴波川の清掃を行な

い、川をきれいにすることで、地域資源の維持確保を図っています。

第34条は行政組織、市の内部組織のあり方について定めた項目です。第1号の「市民にとってわかりやすい組織」第2号「社会情勢の変化に対応できる組織」第3号「組織間の連携が容易である組織」という目的に沿って内部組織の編成に当たることになっています。3ページは、平成28年度からの市の組織の変更を広報とちぎの3月号と4月号に渡って、掲載したものです。市では市民目線の組織機構、効率的な組織機構、行政課題に適確に対応する組織機構を目標に、担当制から係制への変更、各総合支所の三課体制への変更、部や課の分割をすることで組織機構の再編を図っています。

部会長： 何かご質問ございますか。

委員： 市民に分かりやすく組織再編をしたということですが、総合支所の市民生活課に健康保険の業務もまとまってしまい、市民にとって分かりやすいと言えるのだろうかと感じます。職員のほうも守備範囲が広がって、問い合わせをしてもなかなか答えが返って来ない、他の人に聞かなければ分からない、ということがあり、今度の組織再編が必ずしも市民に分かりやすい組織になっていないのではないかと、行革ということで人減らしが中心になっているのではないかと、という感じがします。また職員の負担も、大変なんじゃないかなと同情します。

事務局： 市民生活課の守備範囲について、かなり広がったような印象を持たれたのは、当然のことであると思いますが、その一方で、栃木地域の公民館にある支所出張所では既に行っており、業務の奥行の差はあるにしても、扱う内容にそれほど差はありません。確かに職員の負担が重くなるとは思いますが、最初からすべてを知っている職員は居ませんし、引継の中で仕事を覚えていくものだと思います。本庁に引きあげた業務をつなぐ窓口というのは否めないと理解しています。ただ、既に栃木地域の支所出張所においては、広い守備範囲を少ない人数で事務を行なっているという事例がありますので、総合支所においても、そういう形を目指して行くというのが、本市のコンセプトになっています。

委員： これは意見ですが、出張所でやっているから総合支所でもやれというのはちょっと違うという気がします。総合と名前がついていても全部部長は本庁にいて、その出先になっている。市の上層部が考えていることと、我々の受け止め方が違うことがあるということだけ述べたいと思います。

委員： 自治会も高齢化が進み、自治会長をやる人も高齢になってきています。道路関係がほとんどですが、自治会から何か要望を出すとき、総合支所では間

に合わず、自治会長は本庁に来て話をしなければならない。本庁舎の立体駐車場はグルグル回って駐車しなければならないので、どこに止めたか分からなくなってしまうという高齢者の声もある。今後、高齢化社会になっていくが、高齢者が利用しやすいよう駐車場のことも良く考えてもらいたい。

部会長： 第34条の(1)(2)(3)の3つの条項は、相矛盾することがあります。例えば、所管の分かりやすい組織を作ると、縦割りになって連携が弱くなってしまいます。逆に連携を強めてチーム制にすると、責任の所在が曖昧になってしまいます。

出先機関の設計ポイントは、窓口でたらい回しにされない組織作りです。窓口担当者で対応しきれない時は、本庁の関係課に問い合わせることになるかも知れませんが、出先機関で一旦は受けるという仕組みが必要です。総合支所の三課態勢は、市民のニーズに的確に対応する組織であり、効率的な組織であり、連携を強化する組織でもあるので、決して条例の趣旨に外れている組織設計ではないように思います。

ただ、ご指摘があったように、自治会関係の仕事は、わざわざ本庁に出向くよりは、出先機関で相談したいこともあるでしょうから、本庁と総合支所との分担は適宜、直していく必要はあるかも知れません。

行政委員会についても、例えば農業関係では連携も密に図られているようですし、職員についても、合同でのイベント開催や自己啓発への取り組み、地域行事への参加により、地域活動に携わっていますし、行政組織に関しても、時代の要請に合わせて見直しをしていますので、条例の趣旨に沿った取り組みがなされていると考えますが、よろしいですか。

特に異議がないようですので、そのように理解させていただきます。

事務局： 第35条は市の独自の政策を実現するために、条例の制定や改廃などに積極的に努めることを定めています。「職員研修体系」の資料、4実務研修の一環として「法制執務事務研修」を行なっています。また市独自の条例を制定して運用することについては、「栃木市地域づくり推進条例」を例示しました。栃木市の新しい地域自治制度を構築するための条例で市独自のものとなっています。

第36条は、行政手続についての規定で、処分や行政指導など、行政手続に関する基準を明確化することで、透明性を確保しようとするものです。栃木市では栃木市行政手続条例を定めており、許認可等の審査基準や、申請が処理されるまでの標準的な期間を定めた標準処理期間について市のホームページに公表しています。

第37条は、市職員の人材育成に関する規定で、第1項は効率的な市政運営と、職員の人材育成を念頭に置いた職員の適正な配置、第2項では、職員の能力を高めるための研修制度を規定しています。市では栃木市人材育成方針

を定めており、その中で、目指すべき職員像として「栃木市に愛着を持ち、市民の目線で行動し、積極的にチャレンジする職員」と定め育成を図っています。人事異動についても、職員の自己申告や部課長のヒアリングなどを基に適材適所の配置を行いながら、人材育成を図っていきます。また、「職員研修体系」を基に計画的な研修を行い人材育成を図っています。

第41条は、市民からの要望などへの対応について規定しています。市政に関する意見・提案等への回答書ですが、市民の方から要望や苦情などがあった場合は、速やかに回答するようになっています。市長へのアイデア直通便は、市の広報の1月号で市長へのアイデアを募り、5月号でその結果を掲載しています。「職員研修体系」の10「すぐやる研修」というものがありますが、これは、市職員がすぐやることを意識付けするための研修です。これらによって市職員の質の向上を図っています。

部会長： 第35条（法務行政）、第36条（行政手続）、第37条（職員施策）、第41条（要望等への対応）について、何かご意見、ご質問はないでしょうか。

委員： 自治基本条例に基づいて、地域づくり推進条例が制定されました。地域協議会を引き継ぐものとして、地域会議を作ったのは評価したいと思います。条例の中では、市民会議は市の附属機関と謳っています。一方、地域づくり推進条例では地域会議は附属機関であると謳ってないのですが、何か理由はあるのでしょうか。

それと、まちづくり実働組織というのは組織化が進んでいるのですか。

事務局： 附属機関は地方自治法の中で規定されています。市の組織は、大きく分けると執行機関と附属機関の2つに分かれます。市長のほか、教育委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会といった行政委員会が執行機関で、直接行政を行うための組織です。一方、附属機関は市長が行政をしていく中で、専門家の皆さんや市民の皆さんの意見を聴くための機関です。地方自治法に基づかない〇〇懇談会といったものもありますが、附属機関は、市長に対して、意見を述べることができます。附属機関以外の団体では法律的には決められた組織ではないので、要望です。要するに附属機関と附属機関以外では重みが違うという形になります。

委員： 市民会議は附属機関だと明確に書いてあって、地域会議には附属機関と書いていないのです。

事務局： 附属機関の要件につきまして、法令、あるいは条例の中で、〇〇委員会を置きますというのは附属機関になります。地域会議についても地域づくり推

進条例で置くとなっているので、法令とか条例に定められたものについては附属機関になります。

委員： なぜ市民会議が附属機関だと改めて明文化されているのでしょうか。

部会長： 確認規定だと思います。

委員： ということは市民会議の附属機関というのは余計なことなのですね。

委員： 市民会議は附属機関だって書いてあるのに他のところは書いていない。市民会議を附属機関と書いているのはある面では蛇足なのかなと。

事務局： 附属機関と書いてないから附属機関にならない訳では無く、市民会議の権限を他の方に対しても明らかにするために書いたのだと考えております。委員からも言われたように、何にも書いてないと他の市民の人は分らないと思います。自治基本条例というのが、市の最高規範であり、その中で定められたものであると対外的に示すために、入れたのだと思います。

委員： 強調するために入れたということですね。

部会長： 任意の懇談会と区別することも必要だと思います。

事務局： 実働組織の話ですが、まだ立ち上がってない地域がたくさんあります。地域会議はその地域で、例えばこういう予算が今度必要だと提案する会議ですが、一方で、まちづくりを直接行う組織が必要です。今までもいろいろな団体の方が、それぞれ役割分担し、まちづくりを行って来ましたが、それとは別に地域会議と連携しながらやっていく実働部隊が必要だろうと制度化しました。旧栃木の、大宮や皆川では母体となる組織が前々からありましたので、話は早いのですが、他の地域には母体が作られてこなかったのが若干時間がかかってきております。担当の話では今年度辺りからできてくると聞いています。今までなかった組織を立ち上げるのは大変難しいことだとは思いますが。

委員： 今は行政主導でやっているけれども、なかなか難しいですよ。活性化のためにはやらなくてはいけないと思いますけれども。

委員： 皆川の場合も新しく組織を作るのは、大変な事でした。組織が立ち上がって、これからもっと良くなると思います。

部会長： 地域によって取組みに差が出てしまうのは仕方がない。地域の自主性を尊

重しなければいけないので、強制的に作れと仕向けるのはなかなか難しい。

委員： 強制的にやらないとできない。自主性を待っていたら100年経ってもできないと思います。

委員： 行政にも頑張ってもらわないと、なかなか動かないような気がします。

部会長： 問題意識はとてもよく分ります。自立を支援するという姿勢はなかなか難しいですね。

委員： 平成27年度の「市長のアイデア直通便」は、1年に1回しか載らないのですか。

事務局： 市長のアイデア直通便は1年に1回募集し、それらをまとめて5月号に掲載するものです。

事務局： アイデア直通便については、1年に1回なのですが、市政メール箱などでは随時募集しています。

委員： 第37条の資料の5ページ、将来の都市像として「“自然”“歴史”文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市」。これはあくまでも栃木市民が作る都市像なのですか。それともう1つ、「来て・観て・住んでホッとあったか“とちぎ”」という標語もありますが、これは部外者の方が来てそういうふうに訴えているというものの考え方なのでしょうか。

事務局： ただいまの「“自然”“歴史”文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市」というのは資料の5ページの職員像の所にあるのですが、これは栃木市の総合計画の基本構想の中で定められている将来の栃木市はこうありたいという将来像です。「栃木市に愛着を持ち、市民の目線で行動し、積極的にチャレンジする職員」は、それを実現するために職員はどうなったらいいのかという将来像です。「来て・観て・住んでホッとあったか“とちぎ”」は総合計画の将来の都市像を分かり易く言い表すキャッチフレーズとして考えております。

委員： 総合計画が改定されたら人材育成基本方針も改定されるということでしょうか。

事務局： 将来都市像が変われば、目指すべき職員像も変わる可能性はあります。

部会長： 資料4の法務行政の所ですが、条例を制定するほか、裁判に対応するのも法務行政だと思うのですが、栃木市では県内でも先駆けて、弁護士の方を職員に採用していますので、実績として積極的にアピールするのもいい。

事務局： 栃木市は政策法務ということで、条例等を制定するにあたって、施行後の問題点をあらかじめ揉んでおいて、できるだけ争いが起こらないように法制執務にも力を入れてきたところですが、それをさらに専門家の視点で精度を上げていくために、任期付きの弁護士職員を採用していますので、そういう点ではこちらに入れるべきであったと考えております。

事務局： 県内で直接職員として弁護士を雇っているのは県内では栃木市だけです。職員も法律関係は勉強しているのですが、弁護士さんと比べるとまだまだレベルが低い。普段から仕事をする中で、法律関係でどうしたらいいのだろうかという疑問がでてきます。そういうものについて相談に乗っていただきます。

栃木市もいくつか裁判を抱えています。その裁判で職員が対応していくための指導もしています。また、条例や規則を作る際にも指導していただいていますし、その他に職員研修の中で、民法とか法律関係、ハラスメントなどの研修の講師もしております。

委員： 市の歌のアピールはどうなっているのでしょうか。それと各地区にコーラスをやっている人もたくさんいると思うのですが、楽譜を送るとか、会議の時に歌うとかしないとちょっと覚えにくい歌なのかなと正直思いました。

事務局： 現在のPR、啓発の取り組みを列挙しますと、5時の防災無線のスピーカーからの放送、市役所に電話をかけた時の保留音、通信カラオケでの配信、CDについても、図書館などで借りて聞いていただくか、ホームページでダウンロードして自分で聞いていただくことができます。学校関係では幼稚園保育所から高校まで譜面とCDを配布しており、合唱関係のサークルにも配布させていただいており、歌っていただいています。実際合唱に使っているのは四部合唱の譜面にして、二部合唱の譜面はまだありません。二部合唱の譜面は、市民の方の自主的な活動の中で作っていただければいいと製作者の方から話がありました。

委員： 編曲してもいいということですか。

事務局： 市民の自由な行動の中でやっていただきたいということです。二部合唱の譜面がないので、自分たちで作っていただいてもいいのかなと考えております。ただ、それは市として作ったものではないので、サー

クルの中で楽しんでいただくというのが基本と思っています。

委員： 集った時に皆で歌える歌がいいのかなと思いました。あのキーだと皆で歌うのはちょっと難しいなと思ったので、編曲すればできるかなと考えていたのですが、それも可能だということですか。

事務局： それは可能です。普及についてはケーブルテレビとかFMくららといったメディアでも放送していただいております、時間がかかるとは思いますが、じわじわと浸透していくと思っております。

部会長： 市の歌とか市章とか法令上の根拠ってあるのですか。

事務局： 告示しています。栃木市の場合、市の歌や市章に関して告示をしているだけで、議決はとっていません。

委員： これからいろんな集いがあると思うのですが、そういう時に市歌を歌うという考えはありますか。

事務局： 皆さんからそういう提案があって、やりましょうかという話になれば、やるのもいいと思うのですが、事務局が強制してやるということは考えておりません。

部会長： 次に議題の（２）提言書の中間とりまとめについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局： ２月の全体会で中間報告を行った内容を基に、中間のとりまとめの素案としてまとめたものです。今日お配りした「資料８－１」というものが差し替え資料であります。まず構成を皆様にご確認いただくために、「資料８」の方からご説明させていただきたいと思っております。２ページに「はじめに」ということで序文を載せております。続いて３ページ目が目次です。４ページ５ページが提言の本文です。６ページは、自治基本条例の見直しに関する市民会議の開催状況をまとめました。８ページは栃木市市民会議名簿ということで自治基本条例の見直しに関わった委員さんの名簿という構成で考えています。続いて、提言内容ですが、本日お配りしました資料８－１をご覧ください。

《資料８－１に沿って事務局より説明》

部会長： 提言の取りまとめの全体構成については、他市の例にならっているので、形式はよろしいと思うのですが、何かご意見はありますか。具体的な

中身については、委員の皆様からいただいた意見で、法令上の対応が必要なものを挙げております。追加でご検討いただきたいのは、選挙権年齢が引き下げられましたので、現在第12条では「満20歳未満の青少年や子ども」と記載されていますので、見直しをすることが求められます。この点についてご意見いかがでしょうか。

委員： (2)の施行・規定に関する提言、ア条例の周知のところで「条例そのものの内容を職員に把握させるのではなく」という表現が、条文を覚えなくてもいいよと受け取れる。市民自治だということだけを知っていればいいということになってしまうのではないかと。とすると例えば、(ウ)の公益通報に関しても職員は、こうしなければならないと書いてある。だけど、条文の内容を職員に把握させることはないとするれば、公益通報についても職員が徹底できなくなるのではないのでしょうか。そうすると、中身は知らなくてもいいから市民自治だけを覚えておけという表現にもなってしまうので、表現を変えたほうがいいのではないかと思います。

第12条第1項について、これは選挙権を意識して書いた条文なのですか。そうでなければ私は、逐条解説の説明で「選挙権がない」というところだけを削ればいいのかと思っていた。条文を「18歳以上」に変えなくちゃいけないとは思っていませんでした。

部会長： この条例では、市政に参加する人と、まちづくりに参加する人とに分けています。市政に参画する人は、市民でかつ有権者となっています。それ以外の人でも、外国人、子ども達、会社もまちづくりに関わります。未成年者は選挙権がないので、住民投票はできないけれども、何らかの形でまちづくりに参加することはできる。住民投票ができるのは「有権者」とあり、自動的に18歳以上になるので、整合性を取る必要はあるのかなと思います。

委員： 市政に関わるということで、参政権だと考えれば変えなければいけないと思うのですが、必ずしもそうでないというのであれば、逐条解説の説明だけ変えればいいのかと思います。

部会長： 選挙権年齢は引き下げられたが、成年年齢の引き下げはまだこれからです。

委員： 第1項は参政権の問題だから変える、第2項は成年の問題だから変えなくていいというのが、今日のペーパーの中身だと思います。第1項のところを参政権だと受け取れば18歳に変えなくてはならないが、そうでなければ変えなくてもいいと思います。むしろ、変えたら混乱するのではないだろうか。

部会長： 第10条4号に「まちづくり及び市政に参画する権利」と書いてあって、

まちづくりと市政はリンクしています。市政に参加する権利が18歳に引き下げられたのであれば、まちづくりに関する規定も、それに合わせるべきだと思います。

事務局： 第3条の定義規定で「まちづくり」とは、住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう、とされています。「市政」とは「まちづくり」のうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう、と定義しています。

部会長： この点について何かご意見は他に。

委員： 危機管理というのは、自然災害に対しての危機管理ですが、不正アクセスで情報が漏えいする時代になってくると、そういうものも危機管理に入るのではないのでしょうか。それに対する備えが入っていない。特に最近はそれが多いので、それに対してどのようなお考えがありますか。

事務局： 第39条の条文は「災害等」という表現で、市民の身体、生命及び財産を守るため危機管理体制の強化に努めると規定されています。個人情報情報が漏えいすることによって財産の侵害につながる恐れは十分考えられますので、情報セキュリティの問題も、当然危機管理の中に含まれると考えています。今回の提言の素案にそれが入っていないのは、これは2月の全体会で行われた中間報告の内容を基にしていますので、今後の議論の中で、この内容を情報セキュリティの話も含め提言に加えるということであれば、提言の内容を考えていくことになります。部会の中で、まずは意見の集約を図り、全体会に諮っていくことになると思っています。

部会長： 危機管理に情報セキュリティも含めるべきだというご意見であればそれを反映させていきたいと思っています。逐条解説書には多岐に及ぶと書かれていて、情報セキュリティも含まれると思いますので、具体的に例示することも必要と思います。市として情報管理に関し何か規定がありますか。

事務局： 栃木市では「情報セキュリティポリシー」という情報に関する取り決めがあります。職員向けに、決して危ないメールは開けないということは常に情報推進課から注意喚起がなされています。条文自体はあらゆる危機管理に対応するような形にはなっています。情報セキュリティにつきましては、大変重要な案件だと捉えており、施策としては、今後そういうことにもっと力を入れてもいいのではないかとご意見が大きければ、入れていただいてもいいと思います。

部会長： 情報セキュリティ対策を、第39条に基づいて取り組むことと整理をしたい。必ずしも条文そのものの見直しではないと思いますが、より具体的に取る必要はあると思いました。

部会長： 18歳以上の件については、皆さんどうでしょうか。

委員： 市政への参加というのは法律も睨みながらやっていかないといけない。選挙権は18歳になったけれども、他のことはまだまだ残っていますから、ここで出さなくてもいいと思います。

部会長： 民法上の契約年齢は相変わらず20歳です。少年の定義は、児童福祉法と少年法とでも違ったりするので、栃木市としてどう考えるかです。

委員： 一番下の第12条第1項の規定との整合性を図る必要性があるため、第12条第1項を変えると書いてありますけれども、何と整合性を図るのですか。

事務局： 「選挙権年齢等が18歳以上に引き下げられたこと」と第12条第1項との整合を図る必要性があるということです。

委員： 選挙権が下げられたから、第12条第1項をこういう風に変えたほうがいいという提言でいいじゃないですか。

委員： 誰にでもわかる言葉で表現した方がいいと思ったのが1つ。それと先ほど言った「条例そのものの内容を把握させるのではなく」と書いてあるところはどうかのですか。

事務局： 「栃木市基本条例を職員に把握させるだけではなく、市民自治という条例の主旨を市の職員に理解してもらうための取り組みを進めていただきたい」ということにすれば大丈夫かなと思います。

部会長： 条例の周知については趣旨も理解するというところでよろしいですか。第12条関係ですけれども当面は第1項と第2項で年齢が異なることに違和感があるとのことご意見ですよね。

委員： 混乱しそうだと思います。青少年というのは2種類あるのだろうか。第1項が選挙権のことを言っているというのであれば、「18歳」と変えなくてはいけないけれども、そうでなくて曖昧なのであれば、変えなくてもいいと思います。

部会長： 条例の改正手続きは必要なのですか。

事務局： はい。議会の議決がないと変わりません。

部会長： 第12条は具体的な年齢を挙げてしまっていて、それが食い違っているところに違和感があるのでしょうか。例えば第1項は「選挙権を持たない青少年や子ども」など他に言い方に変えられればいいのですが。

委員： 逐条解説の「選挙権を持たない青少年や子ども」というところだけを消せばいいんじゃないかなと思いました。

部会長： 改正手続きはいつですか。

事務局： 改正は遅くとも来年の9月の議会です。

部会長： 保留というわけにはいかないですか。法の改正がある程度分らないと。

事務局： 本日、確認していただきたいのは、次の全体会にかける提言書の構成です。この原案で、「20歳以上」を「18歳以上」とするかしないかは置いておきまして、例えば(2)条例の施行状況に関する提言と言うのはこのア、イ、ウの内容、先ほどのアは直すとして、イについてはセキュリティ関係の意見がありました。どうするかというのをご確認いただきたいと思います。

部会長： 危機管理に情報セキュリティ対策を含めたほうがよろしいのではないかとと思うのですが、特にご異議がないので提言書も修正したいと思います。その他は今後の議論によってこの提言内容はまた変わってくると思います。

事務局： 条文の改善に関する提言については、部会でもうちょっと議論するというのであれば、例えば(3)「条例の改善に関する提言」の表題だけにして、全体会に諮る方法もあります。また、議論がまだ終わっていないので、今後の条例の改善に関する提言が出てきたらここに載せます、ただ詳細については部会の中で検討中、とすることもできます。

委員： 他のところでも変えるべきかどうかも残っているのではないのでしょうか。

部会長： そうですね、もう一回見直してみる必要はあると思います。

委員： 今までは、自治基本条例に沿って条例制度ができているかどうかを検討してきた。自治基本条例そのものをどうしようかというのはまだ先だというふ

うに続けてきたような気がする。ここで慌てて触れなくても良いのではないか。

部会長： 今後の部会の予定は。

事務局： 7月27日の全体会で今回の「中間とりまとめ素案」をかけます。今年中に提言を市に出していただくということを目指すので、素案の素案という形ですが、議論をいただく予定です。部会としては、9月と11月に開催予定で、9月は残った条文を見ていただきます。11月に最終的な部会としての素案をとりまとめて、12月20日の市民会議全体会で、見直しに関する提言をとりまとめるという運びです。9月で残った条文の検証を行い、これまでの議論を踏まえて、提言書を11月に部会として完成させる予定です。

部会長： 条文に即して検証しているのですけれども、こういったことを検討すべきではないかというご意見もあれば、文書で出していただいて、9月に議題としてはいかがでしょうか。

委員： 前もそういうやり方しましたよね。

部会長： 取りまとめの時期に差しかかっていますが、その他に何か検討すべき事項があれば、事務局に個別に申し出てください。何かあれば9月の議題にしたいと思います。

部会長： 全体的な取りまとめはこのような形でよろしいでしょうか。成年年齢の規定に関しては、もう一回、検討いただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

事務局： 実際に条文自体を見直すのは9月の部会1回だけですので、見直すべきポイントがあるというご指摘がありましたら、事務局のほうにFAXなどでお知らせください。ご提出いただいたものを、条文に沿った取り組みがなされているかの検証作業と併せて、ご検討いただきたいと思います。全体会には（3）の条例の改善に関する提言項目だけ表示し、条例の改善に関する提言がもしあった場合は、載せていくというイメージを全体会で検討していただく形でお出ししたいと思います。

委員： 先ほどの危機管理の条項第39条は第3号までありますけど、これに第4号を加えるということですか。

委員： 解説を直すということなのですか。

事務局： 今回の提言に盛り込むとした時に、条文を直すか、解説を直すか、施策を直すかになると思います。攻撃型メールによる情報漏えいの危険を踏まえた時、条例の趣旨を反映していくために、さらに情報に関する施策が必要ではないかという提言を入れるだけで、条文を大きく変えるということではないと考えます。

部会長： 現段階として、条例そのものを変える可能性があるのは、選挙権年齢の18歳のところだけです。他は、要綱を見直すとかになるかと思います。

部会長： 条例を抜本的に作り変えようとするとうちがつかないの、不都合があるところについてのみ、必要があれば修正するといった見直しでいいのではないかと思います。

部会長： 本日はこれで終了したいと思います。